

浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する業務委託契約（建設工事関連業務委託を除く。）に係る特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注することができる業務（以下「対象業務」という。）は、次の各号に掲げる業務とするものとする。

- (1) 一般競争入札による業務。
- (2) その他市長が特に必要と認める場合。

(構成員の数)

第3条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(構成員の組合せ)

第4条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める物品購入等入札参加資格者名簿に登載された業者の組合せであること。
- (2) その他市長が特に必要と認める条件を満たす組合せの場合。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 対象業務に必要とする条件を満たしている者であること。
- (2) 対象業務に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(出資比率)

第6条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、これによりがたいとき又は第3条ただし書の規定を適用するときは、市長は、別に出資比率の最小限度基準を定めるものとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者の要件)

第7条 共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな経営力及び技術力を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(対象業務の指定)

第8条 対象業務は、市長が、業務の規模、内容等を勘案して指定する。

(結成方法)

第9条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札資格の申請)

第10条 結成された共同企業体は、競争入札参加資格の審査を申請するときは、指定の期日ま

でに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、その一部を省略することができるものとする。

- (1) 業務委託入札参加資格審査申請書
- (2) 共同企業体協定書の写し
- (3) 使用印鑑届
- (4) その他市長が定める書類

(資格認定)

第11条 共同企業体の競争入札参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ行うものとする。

(存続期間)

第12条 共同企業体は、当該業務の完了後残務整理等に必要な期間として3ヶ月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第13条 契約を締結した共同企業体は、契約の日から5日以内に共同企業体編成表（第1号様式）を市長に提出するものとする。同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

附 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。